

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【介護・高齢福祉課】

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【介護・高齢福祉課】

【回答】

介護保険料の減免については、災害や長期入院、失業などによる所得減少等の事情がある場合には、減免を行っています。また、利用料については、高額介護サービス費の支給や社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度があります。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【介護・高齢福祉課】

【回答】

介護保険及び高齢福祉サービス利用など各種申請を総合的に受け付ける窓口担当者を配置し、基本的な申請等に対応しています。専門的な内容の場合は、窓口担当者からそれぞれの担当者に代わり、適切な対応に努めています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

新規【介護・高齢福祉課】

【回答】

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出は、利用者の自立支援・重度化防止などを図ることを目的に行っており、サービスの利用制限を行うものではありません。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【介護・高齢福祉課】

【回答】

令和元年10月に小規模多機能型居宅介護事業所を1か所、認知症高齢者グループホームを1か所新たに整備しました。第7次春日井市高齢者総合福祉計画に基づき、順次施設整備を促進していきます。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【介護・高齢福祉課】

【回答】

特別養護老人ホームは重度の要介護状態で、自宅での生活が難しいなど入所の必要性が高い入所希望者を優先的に入所していただくために、原則要介護3以上の方を対象としています。ただし、要介護1又は要介護2の方であっても、心身状況や生活環境、地域のサービス提供体制などを総合的に判断し、入所の適切な運用に努めています。

★(4)総合事業について

- ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【地域福祉課、介護・高齢福祉課】

【回答】

総合事業では、要支援者や基本チェックリストに該当する事業対象者に対して、利用者の状態に応じた適切なサービスの利用調整を行い、利用者の能力を活かした自立支援を促進します。

- ②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【地域福祉課、介護・高齢福祉課】

【回答】

定められた財源構成の中で、サービスの提供に必要な事業費の確保に努めていきます。

(5)高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【地域福祉課】

【回答】

住民が主体となって実施する訪問型サービス、サロン等の通所型サービスについては、立ち上げに係る費用と運営に係る費用を補助する制度を実施しています。認知症カフェにつきましても、立ち上げに係る費用を補助する制度を実施しています。

- ②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

新規【地域福祉課、介護・高齢福祉課】

【回答】

市の歯科医療機関で行う介護予防や地域のサロンに介護予防の講師を派遣する等により、市内の多くの地域で介護予防の取組を行うことで、多くの高齢者が介護予防事業に参加できるよう実施しています。

- ③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【介護・高齢福祉課】

【回答】

平成19年10月より、住宅改修及び福祉用具購入について受領委任払い制度を開始しています。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

新規【介護・高齢福祉課】

【回答】

本年度から多様な介護人材を育成するため日常生活の自立支援に必要となる基本的な知識や技術を学ぶ入門的研修を実施しています。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

新規【介護・高齢福祉課】

【回答】

介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と介護職員の賃金改善を目的に、平成31年4月より介護予防・日常生活支援総合事業の緩和した基準によるサービスにおいても介護職員処遇改善加算を新設しました。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

新規【介護・高齢福祉課】

【回答】

介護サービス事業者への実地指導において、長時間労働等の問題が確認された場合は、適切な勤務体制の確保及び運用をするよう指導しております。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。【介護・高齢福祉課】

【回答】

「要介護認定」と「障害認定」は、その判断基準が異なるものであり、要介護認定の結果のみをもって一律に障害者の何級に相当するかを判断することは困難なものと考えられるため、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準により認定を行っています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【介護・高齢福祉課】

【回答】

すべての要介護認定者ではありませんが、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準に該当する対象者には、毎年1月に障害者控除対象者認定書を個別送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【保険医療年金課、財政課】

【回答】

保険税については、制度運営のための重要な財源であり、制度の安定的な運営・制度維持のため、適切な保険税率を定めています。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【保険医療年金課】

【回答】

当市においては、国民健康保険税を納付することが困難な世帯で、所得金額等が一定の要件に該当される場合に税額が減免されます。国民健康保険制度は被保険者の皆さんに納付される保険税で運営されています。世帯の所得状況は様々であり、18歳未満の子どもであっても一律の減免制度の実施は考えておりません。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

新規【保険医療年金課】

【回答】

当市においては、収入減少を理由とした減免については他の減免より総所得の基準が高くなっています。対象が広くなるよう規定されております。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【保険医療年金課】

【回答】

資格証明書の交付については、納税相談にも応じていただけない世帯に対して実施しております。平成30年9月の保険証更新時に未納者の折衝状況等を調査した結果、交付対象世帯はありません。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【保険医療年金課、収納課】

【回答】

保険税の払えない加入者については、納税相談等を行い、生活実態の把握に努めています。また、仕事等で平日日中に市役所まで来庁できない方のために、毎週水曜日(午後7時まで)及び毎月最終日曜日を納税相談日とするなど、相談機会を広く設けております。

短期保険証の発行や差押えについては、被保険者間の負担の公平の観点から国税徴収法、地方税法に基づき適正な事務を進めており、督促状の送付や再三に渡る催告にも関わらず、納税も相談もされない、納税意識の低い滞納者のみに対して実施しています。

預貯金や給与の差押えに際しては、差し押さえ禁止額以上の差押えは実施していません。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【保険医療年金課】

【回答】

一部負担金の減免制度については、災害や事業の休廃止、失業その他の理由により、一部負担金の支払いが困難になった方に対し実施しています。免除については平成31年2月1日付け保発0201第6号の厚生労働省保険局長通知に合わせて基準の見直しをしました。免除基準を超える場合でも、生活保護基準額の1.2倍までを減額とする取り

扱いを実施しています。

また、市ホームページは、令和元年7月に更新し、詳しい内容を掲載しており、納税通知書にも平成25年度より制度の案内を掲載するなど周知に努めています。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

新規【保険医療年金課】

【回答】

来年度から実施する方向で検討中です。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応とともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【収納課】

【回答】

児童手当など差押えが禁止されている財産については、差押えを行っていません。

納税が困難で、自主的に相談に訪れた方については、実情を十分に聴取した上で、納税の猶予、執行停止など納税緩和措置を用いて対応しています。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。
生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【生活支援課】

当市においては、申請権利を尊重し丁寧な面接相談に当たっています。相談者の生活状況を可能な限り的確に把握し、他法活用等の助言を適切に行うよう努めていますが、申請の意思が確認された場合には、速やかに申請書を交付しています。

また、扶養義務者がいる場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援が可能か照会しますが、扶養義務者がいることをもって直ちに不受理とすることはしません。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【人事課、生活支援課】

【回答】

社会福祉士等の専門職を含む正規職員については、受給世帯数の推移等も踏まえながら、適正な職員配置を実現できるよう努めているところです。

また、毎週ケース検討会議を開催するとともに、月に一度担当者研修を行い、問題ケースの解決方策や情報の共有化を図り、被保護者に丁寧な助言指導を行っています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

【生活支援課】

【回答】

過誤払金について、利用者が既に消費してしまっており、一括で返還することが困難な場合は、利用者の生活状況を勘案し、利用者の同意のうえで毎月返還可能な額を分割で返還することとしています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。 【生活支援課】

【回答】

平成 27 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知 社援保発第 0331 第 1 号で資産に関する申告の時期及び回数については、少なくとも 12 か月ごとに行わせることと定められていることに基づき、春日井市においては生活保護受給者の資産の状況を適切に把握するために、12 か月ごとに資産申告書の提出を求めています。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。 新規【生活支援課】

【回答】

厚生労働省の通知により、平成 30 年 4 月以降に生活保護を開始した世帯のうち、保護開始時にエアコンの持ち合わせがなく、熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合には冷房器具設置費用を給付しております。電気代の助成については、今のところ実施する予定はありません。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。 【保険医療年金課】

【回答】

今後の県や各市町村の動向を注視していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。 【保険医療年金課】

【回答】

中学校 3 年生まで入院医療・通院医療について助成を行っていますが、現在のところ 18 歳まで対象年齢を拡充すること及び、入院時食事療養の標準負担額も助成対象となることは考えていません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病氣にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください 【保険医療年金課】

【回答】

平成 30 年 4 月から、精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の人で、自立支援医療(精神通院)受給者又は精神病床に入院中である者等を対象に、入通院とともに全疾病に対して医療保険適用後の全額を助成するように制度改正しています。

自立支援医療(精神通院)受給者の内、精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級で無い人に対して全疾病を助成対象にすることは考えていません。

④妊娠婦医療費助成制度を創設してください。

新規【保険医療年金課】

【回答】

現在のところ、妊娠婦医療費助成制度を創設することは考えておりません。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【子ども政策課、学校教育課】

【回答】

平成 28 年度に愛知県が実施しました「愛知子ども調査」によると、世帯収入が 200 万円未満の場合は、調査した 3 学年とも約 3 ~ 5 % でした。市単独での調査を実施する予定はありませんが、県の調査結果を精査し、今後の参考にしていきます。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【子ども政策課、学校教育課】

【回答】

当市では、ひとり親家庭の方が安定した就労や生活のもとで子どもを健全に育むことができるようになるための支援として、高等職業訓練や教育訓練に関する給付金事業、一時的な生活援助や子育て支援のための母子家庭等日常生活支援事業を実施しています。自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金につきましては、国の基準が改正されたことにより、平成 31 年 4 月から対象資格の拡充や給付期間の延長がなされております。

経済的に困窮している児童生徒のいる世帯に対し、就学援助費を支給することで、教育の機会均等に努めています。また、「保護者と学校のかけはし事業」において、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒や保護者と学校の間に生じる問題に対して早期に問題の本質や背景を把握し、的確かつ組織的に対応するなど、日常の学校生活における支援にも努めています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【学校教育課】

【回答】

準要保護者に対する就学援助費の支給につきましては、平成 17 年度から国の補助金が廃止されたところですが、当市といたしましては引き続き支給することとして、従前のとおり算定に用いる生活保護基準に乗じる係数につきましては 1.2 倍とし、学用品費を始め 8 費目を支給しているところです。こうした中、就学援助費の受給者につきましては、平成 17 年度が 1,045 人であったところ、平成 30 年度には、2,746 人と約 2.6 倍に増加しておりますが、当市においては引き続き現行制度の維持に努めてまいりたいと考えています。

また、年度途中でも申請できることについては、案内文書及びホームページに掲載しているところであり、引き続き周知徹底に努めます。

なお、入学準備金の支給については、平成 29 年度から、次年度入学予定者に対する入学前支給を実施しております。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【学校教育課、生活支援課、子ども政策課】

【回答】

当市では、児童の安全で安心な居場所づくりとして、37 の小学校で放課後なかよし教室を実施しており、1 日に利用する児童数は、平成 23 年度が 650 人であったのに対し、平成 30 年度は 1,008 人と約 1.6 倍に増加しています。また、今年度からは、夏季休業期間中の児童の居場所として、5 小学校で「サマー・スクールかすがい」を実施し 261

人が利用したことから、引き続き事業の推進に努めます。

学習意欲があっても経済的な理由から教育の機会が得られない子どもへの支援として「子どもの学習支援事業」を平成29年9月に開始し、平成30年度からは1か所から3か所に拡充して実施しています。

取り組みの支援としては、経済的な理由や諸々の事情により生活が厳しい状況に置かれている子どもや家庭を応援している「はらぺこ食堂」、「子どもハウス」と定期的に連絡を取り、活動状況を把握するとともに、活動を紹介するチラシを食堂近隣の公共施設等に設置しています。また、ひとり親家庭の親権者となった方へ「はらぺこ食堂」、「子どもハウス」の内容を記載した「ひとり親家庭のしおり」を配布するとともに、子ども政策課前の棚への設置、母子寡婦大会で配布又は説明を行うなど、できるだけ多くの方に必要な情報が届くようにしています。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。【学校給食課】

【回答】

学校給食については、経費の負担を学校給食法第11条の規定及び施行令第2条の規定により、小中学校の設置者及び給食を受ける児童生徒の保護者が、負担することが定められ、それぞれが、分担するものと考えています。こうしたことを踏まえ、当市においては、食材費のみを保護者からの負担としているところですので、学校給食の無料化の考えはありません。なお、経済的理由により就学が困難とならないよう、基準所得を下回る世帯には、申請により就学援助費を支給し、負担の軽減を図っております。

- (3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

- ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。新規【保育課】

【回答】

低年齢児の保育需要は、保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出を背景にして今後も増加が見込まれる中、適切なサービス供給量を見極め、民間活力も活用して施設を整備します。

保育士資格の有資格者については、1日保育士体験や臨時保育士就職支援研修を実施しているところであり、これらの施策を引き続き実施していく予定です。

- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。新規【保育課】

【回答】

幼児教育・保育の無償化については、国の定める基準にて適切に対応していきます。
指導・援助については、県の実地指導調査や市の確認監査等で実施していきます。

- ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。新規【保育課】

【回答】

幼児教育・保育の無償化については、国の定める基準にて適切に対応していきます。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。 【障がい福祉課】

【回答】

施設などの社会資源の拡充については、地域自立支援協議会で資源調査などを行い、法人等に情報提供しています。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。 【新規】 【障がい福祉課】

【回答】

障害福祉サービスは、計画相談においてご本人やご家族の利用希望を伺いながら、障害者総合支援法及び関係法令に基づき支給決定を行っています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。 【新規】 【障がい福祉課】

【回答】

通園・通学・通所・通勤で利用する場合及び施設入所されている方については、移動支援を利用することはできません。ただし、通学・通所・通勤の経路習得等訓練のための一時的な利用については期間を限定して利用できます。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。 【障がい福祉課】

【回答】

入院中のヘルパー派遣については、障害者総合支援法の改正により、平成30年度から、最重度の障がい者であって重度訪問介護を利用されている方については、病院側への適切な対応や支援を伝達するなどの目的でのみ認められています。なお、当市では、重度ALS患者の方の入院時の意思疎通のため、普段から利用しているヘルパーの派遣について支援する事業を実施しています。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。 【障がい福祉課】

【回答】

各種障がい福祉サービスの利用者負担については、障害者総合支援法によって定められており、応能負担が原則です。

当市では、国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援サービスを合算して適用することにより、利用者の負担軽減を図っています。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

【障がい福祉課】

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

要介護認定が非該当になった場合や、該当の場合でも介護保険サービスとの併給が可能なサービスについては、障がい福祉サービスを利用していただくことができます。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答】

介護保険対象者につきましては、介護保険の利用申請はしていただくことになりますが、要介護認定が非該当になった場合や、該当の場合でも介護保険サービスとの併給が可能なサービスについては、障がい福祉サービスを利用していただくことができます。

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【回答】

高齢障がい者の利用者負担軽減制度につきましては、対象者に案内しております。介護保険サービス利用により影響があるものについては、窓口等で案内を行っています。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【障がい福祉課】

【回答】

グループホームに対する補助は、土日休日などにおける必要経費の一部について交付しています。夜勤職員の複数配置に関する独自の補助は予定していません。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【障がい福祉課】

【回答】

報酬単価に関する独自の補助は予定していません。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【健康増進課】

【回答】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)については、平成30年4月1日から接種費用の補助を開始いたしました。ロタウイルスについては、現在、国において定期接種化の検討がすすめられていますので、引き続きその動向を注視しながら、必要に応じて検討を進めてまいります。

また、子どもや障がい者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種については、緊急な対応を要する状況ではないことから、助成制度を設ける予定はありません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【健康増進課】

【回答】

定期接種の一部負担について現行を変更する予定はありません。補助は平成26年度まで75歳以上を対象としていましたが、平成27年度からは、定期予防接種の対象年齢と同じ65歳まで拡充しています。

また、2回目の接種については、厚生労働省で所管する予防接種基本方針部会において、効果持続期間や再接種の対象者に関するデータがまだ少ないとや、再接種の臨床

的な有効性のエビデンスが明確になっていないことから、引き続き検討を行う必要があるとの見解が出されており、国の動向を注視しながら、必要に応じて検討を進めてまいります。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【子ども政策課】

【回答】

当市では、平成29年4月から産婦健診1回を助成しています。

助成の回数に関しましては、健診の内容とその必要性も含め検討していきます。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【健康増進課】

【回答】

妊産婦歯科健診については、体調に合わせて受診してもらえるよう、妊婦または産婦のどちらかで1回受診できるようにしています。回数については、現在のところ拡充の予定はありません。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【子ども政策課】

【回答】

当市は、常勤の歯科衛生士を健康増進課に2名、子ども政策課に1名配置しております。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

【保険医療年金課】

【回答】

今後の国の動向を注視していくこととして、現在は国・県への要望は考えていません。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

一部新規【保険医療年金課】

【回答】

国庫負担の拡大については制度改革に伴い拡大されています。傷病手当、出産手当については、今後の国の動向を注視していくこととして、現在は国・県への要望は考えていません。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【保険医療年金課】

【回答】

全国市長会は、7月5日、令和2年度予算概算要求に向けた提言等を、すべての国会議員と関係府省等に提出しました。国民年金に関しては、持続可能で安心できる年金制度の構築を図ること等を提言しました。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。

【介護・高齢福祉課】

【回答】

介護費用に対する負担割合は、法律で定められています。軽度者の方であっても、ケアマネジメントの結果によっては、これまでと同様のサービスが受けられることとなっています。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【保険医療年金課】

【回答】

今後の国の動向を注視していくこととして、現在は国・県への要望は考えていません。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

【障がい福祉課】

【回答】

この内容について、国への要望等は考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【保険医療年金課】

【回答】

今後の県の動向を注視していくこととして、現在は県への要望は考えていません。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

【保険医療年金課】

【回答】

この内容について、県への要望等は考えていません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【保険医療年金課】

【回答】

自立支援医療(精神通院)受給者の内、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の人の通院医療に対する県の助成範囲の対象を、全疾病となるように今後も県に対して要望を行って行きます。精神障害者保健福祉手帳1級又は2級で無い人に対して全疾病を助成対象にすることの県への要望等は考えていません。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【保険医療年金課】

【回答】

この内容について、県への要望等は考えていません。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【保険医療年金課】

【回答】

この内容について、県への要望等は考えていません。

以上